

議案第48号

号と 課内事

専決処分について

書付及大事

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

日18月8年01如平

光 秀 田 吉 貴 伊 藤 三

平成16年 5月 7日

議案第48号 専決処分について

三 朝 町 長 藤 吉 田 秀 光

長 48 議案第48号

附録五十五号第一の同条第1項第1号の同条第1項第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

五十五

同条第1項第1号の同条第1項第1号の同条第1項第1号

同条第1項第1号の同条第1項第1号の同条第1項第1号

同条第1項第1号の同条第1項第1号の同条第1項第1号

同条第1項第1号の同条第1項第1号の同条第1項第1号

専決第 3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成16年3月31日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年5月7日原案承認

三朝町議会議長 藤井 享三

三朝町条例第24号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 34 条第 1 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下本項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山</p>	<p>附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 34 条第 1 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額</u>」と、「同条第 2 項」とあるのは「<u>法第 314 条の 2 第 2 項</u>」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山</p>

林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第35条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第35条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「長期譲渡所得の特別控除額」とあるのは「短期譲渡所得の金額から控除する金額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の三朝町国民健康保険税条例附則第3項及び第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。